

税の申告

令和元年（平成31年）分の所得税の申告（確定申告）、令和2年度町県民税の申告の受け付けが始まります。毎年多くの人で混み合いますので、お早めに申告ください。

☎ 税務課課税係 ☎ 0943-32-1114

所得税・町県民税の申告は2月17日～3月16日

▶ 申告期間 2月17日(月)～3月16日(月)
9:00～16:00〔土(日)振休除く〕

▶ 受付場所 広川町役場西庁舎1階会議室
(旧中央公民館)

▶ 申告が必要な人 令和2年1月1日現在、広川町
内在住で、令和元年（平成31年）
中に次のことに当てはまる人

- 自営業や農業、不動産業の所得の合計が、所得控除の合計額より大きい
- 給与所得者で、年末調整をしていない
- 給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超える（20万円以下の方は、町県民税の申告が必要です）
- 多額の医療費（生命保険給付金などを差し引いて、10万円または所得の5%を超える自己負担金）を支払った
- 自営業や農業、不動産業などをしており、所得税の申告が不要である
- 給与以外の所得がある
- 給与や年金の源泉徴収票に記載されているもの以外の、各種控除（医療費控除、社会保険料控除、扶養控除など）を受ける
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している
- パートやアルバイトなどの収入がある
- 個人年金を受給している

※株式に係る譲渡所得などがあり、所得税は申告、町県民税は申告不要を選択した人は、所得税の申告とは別に町県民税の申告が必要です。

▶ 申告時に必要なもの

- 印鑑（認印可）
- 申告者本人・扶養親族・専従者給与を支払っている人のマイナンバーカード（または通知カード+運転免許証・健康保険証など）
※代理人の場合、申告者のマイナンバーカード（または通知カード+運転免許証・健康保険証などの写し）+代理人の運転免許証・健康保険証など+委任状
- 申告書（役場税務課で配布）
- 税務署や役場税務課から送付されるはがき・封筒
- 前年の収入の証明書類
 - 給与所得や年金の源泉徴収票
 - （個人年金などがある人）保険会社の支払調書
 - （生命保険などの満期返戻金を受けた人）支払機関から発行された支払証明書
 - （農業所得、営業所得、不動産所得がある人）収支内訳書、必要経費の領収書など
- 各種控除額の証明書類
 - 生命保険料や地震保険料などの控除証明書
 - 国民健康保険税や各種社会保険料などの支払証明書または領収書
 - （医療費控除を受ける人）医療費の明細書、領収書、医療費のお知らせ通知など
⇒ 事前に人別、病院別に合計額を計算してください。高額療養費や医療保険で補てんがある場合は、その補てん金額を記録してください。
 - （医療費控除の特例を受ける場合）一定の取り組みを行ったことがわかる領収書、結果通知表など
- （所得税の還付を受ける場合）申告者名義の口座の金融機関、支店名、口座番号がわかるもの

▶ 収入がない場合も申告を

収入がないからといって申告しないと、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減措置が受けられない場合があります。所得（課税）証明書も交付できません。

町内の家族が提出する所得税や町県民税の申告書、給与支払報告書に扶養親族として記載されている場合は、申告の必要はありません。

▶ 公的年金を受給している場合

公的年金収入が400万円以下で、そのほかの所得が20万円以下の場合、所得税の申告は不要です。所得税が還付になる場合は、所得税の申告をすることができます。

次に当てはまる人は町県民税の申告が必要です。

- 個人年金など、公的年金以外の収入がある
- 「公的年金の源泉徴収票」に記載されているもの以外で、各種控除（医療費控除、社会保険料控除、扶養控除など）を受ける



▶ 太陽光発電の売電収入がある場合

太陽光発電設備による売電収入^(※1)がある人は、申告が必要となる場合があります。

- 給与や年金以外の所得が、売電所得^(※2)を含めて20万円を超える
→ 所得税の申告が必要
- 給与や年金以外の所得が、売電所得^(※2)を含めて20万円以下である
→ 町県民税の申告が必要

(※1) 余剰電力や電力の全量を電力会社に売却して得られる収入

(※2) 売電収入から必要経費を除いた金額

税務署からのお知らせ

青色申告、消費税などの申告は八女伝統工芸館へ

青色申告や消費税・贈与税などの申告は、広川町役場で受け付けできません。以下の対象者は、八女伝統工芸館へお越しください。

▶ 対象者

- 青色申告、消費税・贈与税などの申告をする人
- 土地や建物、株式などの譲渡所得がある人
- ローンで住宅を新築・増築(中古住宅の購入含む)し、住宅借入金等特別控除の適用を受ける人
- 商品先物取引に係る所得がある人

▶ 日時 2月17日(月)～3月16日(月)
9:00～16:00 [土(日)(振休)除く]

▶ 場所 八女伝統工芸館

※混雑状況に応じ、受け付けを早めに終了する場合があります。

※期間中、八女税務署での申告相談はできません。

申告期限と納期限

所得税・復興特別所得税・
贈与税

3/16 月

個人事業者の
消費税・地方消費税

3/31 火

問 八女税務署 ☎ 0943-23-5191